

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目次	ページ
規則	
○理容師法施行細則の一部を改正する規則	(食と暮らしの安全推進課) 一
○美容師法施行細則の一部を改正する規則	(同) 一
○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則	(新産業振興課) 二
○中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則	(商工経営支援課) 二
告示	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(NPO活動促進課) 三
○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課) 三
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同) 四
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同) 五
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(二件)	(障害福祉課) 六
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退	(同) 六
○県営土地改良事業変更計画の縦覧(二件)	(農村振興課) 六
○道路の区域変更(三件)	(道路課) 七
○道路の供用開始(三件)	(同) 八
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課) 八
○土砂災害警戒区域の指定	(同) 八
○都市計画事業の事業計画変更の認可(三件)	(都市計画課) 九
○県営住宅家賃規程の一部を改正する告示	(住宅課) 一〇
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課) 一一
内水面漁場管理委員会	一一

〇コイヘルペスウイルス病に係る指示 一一一

正 誤 一一二

〇宮城県公報第一九三三号別冊中 一一三

## 規 則

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十一日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県規則第十七号

### 理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則(昭和三十三年宮城県規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「理容師については、結核、~~や~~理容師については、理容師免許証原本の確認を受け、結核、~~や~~「添えなければならぬ」~~や~~「添えること」~~」~~を、

様式第二号中

「理容師の新たな使用に係るものときは、その者につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書を、管理理容師の設置又は変更に係るものであるときは、新たに管理理容師となる者が法第11条の4第2項の規定に該当することを証する書類(講習会課程修了証書の写し又は講習会課程修了証明書)を添えること。」

「(1) 理容師の新たな使用に係るものときは、その者につき、理容師免許証原本の確認を受け、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書を添えること。」

「(2) 管理理容師の設置又は変更に係るものときは、新たに管理理容師となる者が法第11条の4第1項の規定に該当することを証する書類(講習会課程修了証書の写し又は講習会課程修了証明書)を添えること。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の理容師法施行細則の規定による様式第一号及び様式第二号は、当分の間、この規則による改正後の理容師法施行細則の規定による様式とみなす。

美 容 師 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十八号

美容師法施行規則の一部を改正する規則

美容師法施行規則（昭和三十三年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「美容師については、結核、<sup>ア</sup>美容師については、美容師免許証原本の確認を受け、結核、<sup>イ</sup>「添えなければならない」、<sup>ロ</sup>「添えること」、<sup>ハ</sup>改める。

様式第二号中

「美容師の新たな使用に係るものときは、その者につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書を、管理美容師の設置又は変更に係るものであるときは、新たに管理美容師となる者が法第12条の3第2項の規定に該当することを証する書類（講習会課程修了証書の写し又は講習会課程修了証明書）を添えること。」

「(1) 美容師の新たな使用に係るものときは、その者につき、美容師免許証原本の確認を受け、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書を添えること。  
(2) 管理美容師の設置又は変更に係るものときは、新たに管理美容師となる者が法第12条の3第2項の規定に該当することを証する書類（講習会課程修了証書の写し又は講習会課程修了証明書）を添えること。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正前の美容師法施行規則の規定による様式第一号及び様式第二号は、当分の間この規則による改正後の美容師法施行規則の規定による様式とみなす。

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十九号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則（平成十一年宮城県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表分析・測定関連機器の項中

誘導結合プラズマ発光分光分析装置（ICP-OES）	一時間につき	二、九〇〇円
全自動蛍光X線分析装置（XRF）	一時間につき	二、六〇〇円

誘導結合プラズマ発光分光分析装置（ICP-OES）	一時間につき	二、九〇〇円
---------------------------	--------	--------

電界放出型電子プローブマイクロアナライザ（FE-EPMA）	一時間につき	四、七〇〇円
-------------------------------	--------	--------

電界放出型電子プローブマイクロアナライザ（FE-EPMA）	一時間につき	四、七〇〇円
全自動波長分散型蛍光X線分析装置（XRF）	一時間につき	二、九〇〇円

この規則は、平成二十年四月一日から施行し、同日以後の使用に係る使用料から適用する。

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十八年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。  
別表第三の十四の項を次のように改める。

十四	削除
----	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 QOL街かど健康プラザ

1 代表者の氏名 守屋 壽浩

2 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区中山五丁目一番六号

3 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対して、QOL（Quality of life）生活の質の向上）のために健康維持、健康増進に関する事業を行い、「心も健康・体も健康」をテーマとした地域の健康コミュニティに寄与することを目的とする。

4 申請のあった年月日 平成二十年二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 未来環境福祉ネットワーク

1 代表者の氏名 菊地 幸郎

2 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区郷六字葛岡下四十九番地の一 広瀬の杜九番館二一四

3 定款に記載された目的 この法人は、温暖化防止に向けて二酸化炭素削減に寄与し、ゴミを減らすためのリユース・リサイクルを推進するとともに、まちづくりについて、研究、提案、実践を行うことにより、将来の環境を保全することを目的とする。

4 申請のあった年月日 平成二十年二月二十八日

○宮城県告示第二百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
なのはな訪問介護センター	石巻市大街道西一丁目四番七号 ソラーナ参番館一〇一号室	株式会社イコール	青森県青森市浪岡浪岡字佐野二十九番地十八	平成十九年十二月十四日

二 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デザイナーズ郷の湯	栗原市一迫一本杉五百三十	有限会社くりはら健康センター	栗原市一迫柳目扇田四百四十五・一	平成十九年十月一日
デイハウス・たんぼぼ	東松島市大曲字土手下南百六十五番地一	株式会社たんぼぼ	東松島市大曲字下台百二十八番地百八十七	平成十九年十二月一日
小規模多機能ホーム灯の家	大崎市鹿島台木間塚字石名坂十七番地三	有限会社灯の家	大崎市鹿島台木間塚字石名坂十七番地三	平成二十年一月十五日
小規模多機能ホーム南の郷	遠田郡美里町木間塚字古館二十八番地	有限会社灯の家	大崎市鹿島台木間塚字石名坂十七番地三	平成二十年一月十五日

三 居宅介護支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
なのはな居宅介護支援センター	石巻市大街道西一丁目四番七号 ソラーナ参番館一〇一号室	株式会社イコール	青森県青森市浪岡浪岡字佐野二十九番地十八	平成十九年十二月十四日

四 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
なのはな訪問介護センター	石巻市大街道西一丁目四番七号 ソラーナ参番館一〇一号室	株式会社イコール	青森県青森市浪岡浪岡字佐野二十九番地十八	平成十九年十二月十四日
社会福祉法人山元町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	巨理郡山元町浅生原字作田山一番地の七十一 山元町役場分庁舎	社会福祉法人山元町社会福祉協議会	巨理郡山元町浅生原字作田山三十二番地	平成十九年十二月一日

五 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
やまもと訪問看護ステーション	巨理郡山元町高瀬字合戦原七十二番地の六十四	医療法人社団松村クリニック	巨理郡山元町坂元字道合三十七番地	平成十九年十二月一日

六 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービス郷の湯	栗原市一迫一本杉五百三十	有限会社くりはら健康センター	栗原市一迫柳目扇田四百四十五・一	平成十九年十月一日
デイハウス・たんぼぼ	東松島市大曲字土手下南百六十五番地一	株式会社たんぼぼ	東松島市大曲字下台百二十八番地百八十七	平成十九年十二月一日
小規模多機能ホーム灯の家	大崎市鹿島台木間塚字石名坂十七番地三	有限会社灯の家	大崎市鹿島台木間塚字石名坂十七番地三	平成二十年一月十五日
小規模多機能ホーム南の郷	遠田郡美里町木間塚字古館二十八番地	有限会社灯の家	大崎市鹿島台木間塚字石名坂十七番地三	平成二十年一月十五日

○宮城県告示第二百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



在宅介護サービスたんぼほ	東松島市大曲字下台百二十八番地百八十七	株式会社たんぼほ	通所介護、介護予防通所介護	平成十九年十二月一日
ヘルパーステーションふなおか	柴田郡柴田町北船岡二丁目十六番六号	社会福祉法人常盤福祉会	訪問介護、介護予防訪問介護	平成十九年十二月三十一日

○宮城県告示第二百二十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五二〇〇四八四	事業所の名称及び所在地	特定非営利活動法人シャロームの会アトリエぶどうの木 仙台市若林区新寺二丁目3-1長屋ビル四〇二	指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	特定非営利活動法人シャロームの会	指定年月日	平成二十年三月一日
事業所番号	〇四一五二〇〇四八四	事業所の名称及び所在地	特定非営利活動法人シャロームの会アトリエぶどうの木 仙台市若林区新寺二丁目3-1長屋ビル四〇二	指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	特定非営利活動法人シャロームの会	指定年月日	平成二十年三月一日

○宮城県告示第二百二十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五四〇〇七〇四	事業所の名称及び所在地	ひより台ヘルパス 仙台市太白区ひより台二十五番十二号 千コーポ一〇二号	指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	株式会社アルベートサム	指定年月日	平成二十年三月一日
事業所番号	〇四一五二〇〇八七四	事業所の名称及び所在地	ぬくもりすぺいす 「虹っ子」 仙台市青葉区花京院一丁目四・二十五 二丁目四・二十五 二丁目四・二十五 二丁目四・二十五	指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	特定非営利活動法人みやぎ発達障害サポートネット	指定年月日	平成二十年三月一日

○宮城県告示第二百二十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十七条の規定により指定障害者支援施設が

次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五二〇〇二二五	事業所の名称及び所在地	知的障害者通所更生施設パルメルクミ 登米市迫町佐沼字江合三丁目十六番地二	設置者名	社会福祉法人恵泉会	辞退年月日	平成二十年三月三十一日
-------	------------	-------------	---	------	-----------	-------	-------------

○宮城県告示第二百二十七号

県営大瓜東部地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成二十年三月十一日から平成二十年四月八日まで
- 三 縦覧場所  
石巻市役所

○宮城県告示第二百二十八号

県営富地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二

十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年三月十一日から平成二十年四月八日まで

三 縦覧場所

栗原市役所、栗原市瀬峰総合支所、登米市役所

○宮城県告示第二百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 仙台塩釜線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
多賀城市大代三丁目五三番二地先から 同市大代三丁目五三番二地先まで		前	三〇・〇	六八・〇
後		後	三〇・〇 三四・〇	六八・〇

○宮城県告示第二百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 愛島名取線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
名取市愛島笠島字釜本二六四番地先から 同市愛島小豆島字宇賀崎五七五番地先まで		前	三一・五 一三六・五	五〇八・〇
後		後	二五・〇 八〇・〇	五〇八・〇

○宮城県告示第二百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 仙台館腰線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
名取市大手町三丁目六一三番七地先から 同市愛島小豆島字上沖二九九番地先まで		前	三一・五 一三六・五	二、六三五・〇
後		後	二五・〇 八〇・〇	二、六三五・〇

○宮城県告示第二百三十一号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。  
 その関係図面は、平成二十年三月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県登米土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成二十年三月十一日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	北上津山線	登米市津山町横山字野尻一三番一地从先から 同市津山町横山字野尻二二三番七地从先まで	平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百二十三号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。  
 その関係図面は、平成二十年三月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成二十年三月十一日

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
愛島名取線	名取市愛島笠島字釜本二六四番地先から 同市下愛島小豆島字宇賀崎五七五番地先まで	平成二十年三月十一日午後一時

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百三十四号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。  
 その関係図面は、平成二十年三月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台館腰線	名取市大手町三丁目六一三番七地从先から 同市愛島小豆島字上沖二二九番地先まで	平成二十年三月十一日午後一時

○宮城県告示第二百三十五号  
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。  
 平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			
吉田沢	伊具郡丸森町字吉田（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
竹谷沢	伊具郡丸森町字竹谷（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
板山沢	伊具郡丸森町字板山（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
板山沢	伊具郡丸森町字板山（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
中島	伊具郡丸森町字中島（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
川前	伊具郡丸森町字大蔵字川前（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
川前	伊具郡丸森町字大張川張字宮田（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
金沢	宮城県利府町神谷沢字金沢（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）  
第六条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
虚空蔵上沢	土石流	伊具郡丸森町字虚空蔵中（次の図のとおり）	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城大河原土木 事務所
小斎	地すべり	伊具郡丸森町小斎字古館（次の図のとおり）	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画広場事業

2 名称

「1号 もりの広場」から「1号 杜の広場」に変更する。

三 事業施行期間

「平成十年六月五日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成十年六月五日から平成二十一年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

平成十年告示第六百六十八号及び平成十六年告示第二百九十五号の事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・六十七号 中田吹上線

三 事業施行期間

平成八年九月十三日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業



	県営新坂住宅(身体障害者向け住宅)			県営新坂住宅										県営桜ヶ丘住宅					
	同			同										同					
昭 和 五 十 九 年 度	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	平 成 四 年 度	同	同	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 二 年 度
中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同
五 六 ・ 六	六 二 ・ 四	五 四 ・ 五	五 二 ・ 九	七 六 ・ 八	六 三 ・ 六	六 三 ・ 六	五 四 ・ 二	七 三 ・ 五	六 二 ・ 七	六 一 ・ 三	五 九 ・ 二	四 四 ・ 九	六 五 ・ 三	五 七 ・ 〇	五 六 ・ 五	五 六 ・ 五	四 五 ・ 七	四 五 ・ 七	四 五 ・ 一
〇 ・ 九 二 〇 八	〇 ・ 九 九 八	〇 ・ 九 九 八	〇 ・ 九 九 八	〇 ・ 九 九 八	〇 ・ 九 九 八	〇 ・ 九 九 八	〇 ・ 九 九 八	〇 ・ 九 四 八	〇 ・ 九 四 八	〇 ・ 九 四 八	〇 ・ 九 四 八	〇 ・ 九 四 八	〇 ・ 九 七 五	〇 ・ 九 七 五	〇 ・ 九 七 五	〇 ・ 九 七 五	〇 ・ 九 七 五	〇 ・ 九 七 五	〇 ・ 九 七 五
〇 ・ 五 七 七 七	〇 ・ 六 三 六	〇 ・ 五 五 五	〇 ・ 五 三 九	〇 ・ 九 四 五	〇 ・ 七 八 七	〇 ・ 七 八 七	〇 ・ 六 六 七	〇 ・ 七 一 七	〇 ・ 六 〇 七	〇 ・ 五 九 三	〇 ・ 五 七 三	〇 ・ 四 三 四	〇 ・ 五 九 八	〇 ・ 五 三 七	〇 ・ 五 一 八	〇 ・ 五 一 八	〇 ・ 四 一 九	〇 ・ 四 一 九	〇 ・ 四 一 五
五 〇 、 〇 〇 〇 円	五 六 、 三 〇 〇 円	五 〇 、 〇 〇 〇 円	四 八 、 二 〇 〇 円	八 八 、 一 〇 〇 円	七 三 、 〇 〇 〇 円	七 三 、 〇 〇 〇 円	六 二 、 三 〇 〇 円	六 三 、 七 〇 〇 円	五 四 、 七 〇 〇 円	五 三 、 五 〇 〇 円	五 一 、 七 〇 〇 円	三 九 、 七 〇 〇 円	六 〇 、 四 〇 〇 円	五 〇 、 五 〇 〇 円	五 四 、 六 〇 〇 円	五 〇 、 四 〇 〇 円	四 五 、 四 〇 〇 円	四 三 、 九 〇 〇 円	四 四 、 〇 〇 〇 円

	県営広瀬住宅(身体障害者向け住宅)			県営広瀬住宅															
	同			同															
同	平 成 二 年 度	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	同	同	同	昭 和 六 十 二 年 度	同	同	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	同
同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五 二 ・ 八	五 二 ・ 四	七 一 ・ 三	八 四 ・ 八	八 一 ・ 四	七 一 ・ 三	六 七 ・ 四	五 六 ・ 六	八 四 ・ 八	八 一 ・ 四	七 一 ・ 三	六 七 ・ 四	五 六 ・ 六	八 三 ・ 八	八 一 ・ 四	七 一 ・ 三	六 七 ・ 四	五 六 ・ 六	八 三 ・ 八	七 一 ・ 三
〇 ・ 九 九 九	〇 ・ 九 九 九	〇 ・ 九 七 〇 八	〇 ・ 九 二 〇 八	〇 ・ 九 二 〇 八	〇 ・ 九 二 〇 八	〇 ・ 九 二 〇 八	〇 ・ 九 二 〇 八	〇 ・ 九 二 〇 八	〇 ・ 九 二 〇 八	〇 ・ 九 二 〇 八	〇 ・ 九 二 〇 八	〇 ・ 九 二 〇 八	〇 ・ 九 二 〇 八	〇 ・ 九 二 〇 八	〇 ・ 九 二 〇 八	〇 ・ 九 二 〇 八	〇 ・ 九 二 〇 八	〇 ・ 九 二 〇 八	〇 ・ 九 二 〇 八
〇 ・ 六 三 三	〇 ・ 六 二 八	〇 ・ 七 六 三	〇 ・ 九 一 九	〇 ・ 八 七 五	〇 ・ 七 六 七	〇 ・ 七 四 八	〇 ・ 六 〇 八	〇 ・ 八 九 二	〇 ・ 八 六 三	〇 ・ 七 五 六	〇 ・ 七 四 七	〇 ・ 六 〇 一	〇 ・ 八 六 五	〇 ・ 八 三 八	〇 ・ 七 三 六	〇 ・ 六 九 四	〇 ・ 五 八 三	〇 ・ 八 五 〇	〇 ・ 七 四 〇
四 五 、 〇 〇 〇 円	四 四 、 八 〇 〇 円	六 三 、 〇 〇 〇 円	七 五 、 五 〇 〇 円	七 一 、 〇 〇 〇 円	六 四 、 二 〇 〇 円	六 〇 、 二 〇 〇 円	五 〇 、 九 〇 〇 円	七 六 、 八 〇 〇 円	七 三 、 九 〇 〇 円	六 四 、 八 〇 〇 円	六 一 、 五 〇 〇 円	五 一 、 七 〇 〇 円	七 四 、 六 〇 〇 円	七 一 、 八 〇 〇 円	六 三 、 三 〇 〇 円	六 〇 、 七 〇 〇 円	五 〇 、 三 〇 〇 円	七 四 、 一 〇 〇 円	六 一 、 九 〇 〇 円

県営櫛の杜住宅										県営安養寺住宅 (身体障害者向け住宅)		県営支倉住宅							
同										同		同							
同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 七 年 度	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 四 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	簡 易 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同
六一・二	五一・三	五〇・四	七七・七	七五・三	六七・三	六一・七	六一・二	五一・五	五〇・四	三一・四	三一・四	七九・四	六八・〇	六六・〇	六六・〇	六五・八	六五・八	六五・三	五三・三
〇・九七九	〇・九七九	〇・九七九	〇・九七九	〇・九七九	〇・九七九	〇・九七九	〇・九七九	〇・九七九	〇・九七九	〇・九七四	〇・九七四	〇・九九九	〇・九九九	〇・九九九	〇・九九九	〇・九九九	〇・九九九	〇・九九九	〇・九九九
〇・六四二	〇・五三七	〇・五八一	〇・八四一	〇・七八九	〇・七〇五	〇・六四五	〇・六四二	〇・五九六	〇・五八一	〇・一七三	〇・一六二	〇・九五三	〇・八一五	〇・七九一	〇・七九一	〇・七八九	〇・七八九	〇・七八三	〇・六三九
六一、七〇〇円	五一、四〇〇円	五一、五〇〇円	七八、六〇〇円	七七、〇〇〇円	六八、七〇〇円	六一、四〇〇円	六一、七〇〇円	五一、八〇〇円	五一、五〇〇円	二八、二〇〇円	二八、六〇〇円	六七、九〇〇円	五七、八〇〇円	五六、三〇〇円	五六、一〇〇円	五六、二〇〇円	五五、九〇〇円	五五、五〇〇円	四五、五〇〇円

県営六丁目東住宅					県営六丁目住宅		県営中倉住宅 (身体障害者向け住宅)		県営中倉住宅		県営燕沢住宅			県営岩切住宅		県営蒲生住宅				
同					同		同		同		同			同		同				
同	同	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	昭 和 五 十 七 年 度	同	同	昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 六 十 年 度	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	同	
同	同	同	同	高 層 耐 火 造	中 層 耐 火 造	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	
七九・九	七八・五	六七・七	六五・二	五二・五	六〇・七	五九・二	五九・二	六二・三	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五	七六・一	六七・三
〇・九三七	〇・九三七	〇・九三七	〇・九三七	〇・九三七	〇・九二四	〇・九八九	〇・九三九	〇・九三九	〇・九三九	〇・九三九	〇・九三九	〇・九三九	〇・九二八	〇・九二八	〇・九二八	〇・九二〇	〇・九二〇	〇・九二〇	〇・九七九	〇・九七九
〇・八四九	〇・八二二	〇・七二五	〇・六八二	〇・五五五	〇・六〇四	〇・六〇七	〇・五七七	〇・六〇七	〇・七〇八	〇・六三七	〇・六九八	〇・六二六	〇・六八四	〇・六〇二	〇・七三五	〇・六四四	〇・六〇五	〇・七九四	〇・七九四	〇・七〇二
七八、九〇〇円	七九、〇〇〇円	六七、四〇〇円	六四、六〇〇円	五一、六〇〇円	五〇、四〇〇円	五一、五〇〇円	五一、一〇〇円	四九、九〇〇円	六五、五〇〇円	五七、八〇〇円	六、四〇〇円	五五、一〇〇円	五七、一〇〇円	五〇、九〇〇円	六三、四〇〇円	五六、八〇〇円	五三、二〇〇円	七七、六〇〇円	六八、七〇〇円	六八、七〇〇円

県営将監第一住宅								県営黒松第三住宅				県営黒松第一住宅				県営太白住宅			
同								同				同				同			
同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 三 年 度	昭 和 四 十 二 年 度	昭 和 四 十 一 年 度	昭 和 四 十 年 度	同	昭 和 三 十 九 年 度	同	昭 和 五 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 二 年 度	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火 中 層 耐 造	同
七 九 ・ 六	七 九 ・ 四	六 三 ・ 一	五 七 ・ 六	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	三 七 ・ 一	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	五 九 ・ 三	五 七 ・ 〇	五 九 ・ 三	五 五 ・ 九	八 二 ・ 四
〇 ・ 九 八 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 八 五	〇 ・ 九 八 五	〇 ・ 九 八 五	〇 ・ 九 八 五	〇 ・ 九 八 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 七	〇 ・ 九 三 七	〇 ・ 九 三 七	〇 ・ 九 三 七	〇 ・ 九 三 七	〇 ・ 九 一 五	〇 ・ 九 一 五	〇 ・ 九 一 五	〇 ・ 九 一 五	〇 ・ 五 〇 七	〇 ・ 九 七 〇
〇 ・ 八 五 九	〇 ・ 七 三 〇	〇 ・ 七 〇 五	〇 ・ 六 四 三	〇 ・ 四 三 八	〇 ・ 四 三 三	〇 ・ 四 二 三	〇 ・ 三 七 五	〇 ・ 三 〇 三	〇 ・ 三 六 四	〇 ・ 三 〇 三	〇 ・ 三 〇 九	〇 ・ 二 九 八	〇 ・ 二 九 七	〇 ・ 二 九 七	〇 ・ 五 四 五	〇 ・ 五 四 一	〇 ・ 五 三 六	〇 ・ 五 〇 七	〇 ・ 八 六 七
一 〇 六 九 〇 円	七 〇 二 〇 円	九 三 〇 〇 円	九 一 三 〇 円	五 三 四 〇 円	五 三 四 〇 円	四 四 二 〇 円	三 三 三 〇 円	三 一 六 〇 円	二 四 八 〇 円	三 一 六 〇 円	二 五 四 〇 円	二 四 一 〇 円	二 三 九 〇 円	二 三 九 〇 円	四 一 五 〇 円	四 〇 二 〇 円	四 一 八 〇 円	三 九 六 〇 円	八 一 六 〇 円

県営将監第五住宅				県営将監第四住宅				県営将監第三住宅				県営将監第一住宅				県営将監第一住宅 (身体障害者向け住宅)			
同				同				同				同				同			
同	昭 和 四 十 九 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	昭 和 四 十 六 年 度	同	昭 和 四 十 六 年 度	同	昭 和 四 十 六 年 度	同	昭 和 四 十 六 年 度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五 七 ・ 九	四 四 ・ 六	四 三 ・ 五	四 三 ・ 五	四 四 ・ 六	四 四 ・ 六	四 三 ・ 五	三 七 ・ 一	八 一 ・ 七	七 九 ・ 九	六 四 ・ 三	五 八 ・ 二	四 〇 ・ 八	四 〇 ・ 八	四 〇 ・ 八	四 〇 ・ 八	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	八 〇 ・ 五	七 九 ・ 九
〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 八 五	〇 ・ 九 八 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 八 五	〇 ・ 九 八 五	〇 ・ 九 八 五	〇 ・ 九 八 五	〇 ・ 九 八 五	〇 ・ 九 八 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 八 五	〇 ・ 九 八 五	〇 ・ 九 八 五
〇 ・ 五 〇 六	〇 ・ 三 九 〇	〇 ・ 三 六 七	〇 ・ 四 四 三	〇 ・ 四 六 六	〇 ・ 三 九 〇	〇 ・ 三 六 七	〇 ・ 三 〇 七	〇 ・ 八 八 九	〇 ・ 八 六 一	〇 ・ 六 九 九	〇 ・ 六 三 五	〇 ・ 四 四 一	〇 ・ 四 四 〇	〇 ・ 四 四 〇	〇 ・ 三 三 八	〇 ・ 三 三 五	〇 ・ 四 三 八	〇 ・ 八 七 九	〇 ・ 八 三 七
三 六 六 〇 円	三 〇 一 〇 円	二 八 三 〇 円	四 三 三 〇 円	四 一 九 〇 円	二 七 〇 〇 円	二 七 八 〇 円	三 三 三 〇 円	一 四 一 〇 円	一 〇 一 三 〇 円	七 八 八 〇 円	七 七 三 〇 円	五 一 〇 〇 円	五 一 〇 〇 円	三 八 四 〇 円	三 三 四 〇 円	三 三 四 〇 円	五 三 四 〇 円	一 〇 六 八 〇 円	八 八 二 〇 円

県営七北田住宅				県営虹の丘住宅		県営加茂第一住宅										県営加茂住宅			
同				同		同										同			
同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	昭 和 五 十 七 年 度	昭 和 五 十 五 年 度	昭 和 五 十 八 年 度	昭 和 五 十 年 度
同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	簡 易 耐 火 造
七五・六	七四・四	六六・四	五六・九	六八・四	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五	七二・二	六四・六	六〇・五	六四・六	六〇・七	六〇・五	六八・四	六〇・一	五七・〇	六〇・七	六一・四
一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九三五六	〇・九三五六	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九三九	〇・九三九	〇・九三九	〇・九三五	〇・九三五
〇・八八三〇	〇・八六八九	〇・七七五四	〇・六六四五	〇・七二六七	〇・六三八五	〇・七七九七	〇・六九七六	〇・六五三三	〇・七四七一	〇・六六八四	〇・六二六〇	〇・六四九〇	〇・六〇九八	〇・六〇七八	〇・六七六三	〇・五九四二	〇・五四六四	〇・六一四三	〇・五四六九
七三、七〇〇円	六八、六〇〇円	六五、四〇〇円	五六、七〇〇円	六九、七〇〇円	六一、二〇〇円	六三、〇〇〇円	五六、四〇〇円	五三、三〇〇円	六五、七〇〇円	五八、九〇〇円	五五、三〇〇円	五七、九〇〇円	五四、五〇〇円	五四、三〇〇円	五六、七〇〇円	五〇、五〇〇円	四五、一〇〇円	五八、九〇〇円	四一、〇〇〇円

県営松陵住宅										県営黒松第四住宅					県営加茂第三住宅				
同										同					同				
同	同	同	同	同	同	平 成 六 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	平 成 三 年 度	同	同	同	平 成 元 年 度
同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	
六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一
〇・九七四五	〇・九七四五	〇・九七四五	〇・九七四五	〇・九七四五	〇・九七四五	〇・九七四五	〇・九七四五	〇・九七四五	〇・九七四五	〇・九七四五	〇・九七四五	〇・九七四五	〇・九七四五	〇・九七四五	〇・九四五六	〇・九四五六	〇・九四五六	〇・九三四一	〇・九三四一
〇・八三三〇	〇・七二二五	〇・七二一六	〇・九八四二	〇・八三三六	〇・六八五七	〇・六四四〇	〇・九七一	〇・八三七	〇・八〇二	〇・六九三六	〇・六八四一	〇・九四六二	〇・七九〇八	〇・六五九二	〇・五九九九	〇・七六五九	〇・六七九	〇・七五六六	〇・六六四七
九四、二〇〇円	八〇、六〇〇円	八〇、三〇〇円	一〇七、五〇〇円	八五、九〇〇円	七〇、〇〇〇円	六六、三〇〇円	八一、一〇〇円	六九、九〇〇円	六七、一〇〇円	五七、九〇〇円	五六、六〇〇円	七八、二〇〇円	六五、一〇〇円	五四、一〇〇円	四九、四〇〇円	五九、二〇〇円	五三、四〇〇円	五八、四〇〇円	五三、〇〇〇円

県営石巻蛇田住宅																				
石巻市																				
同	同	同	同	同	平成六年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成五年度	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐 火造	同	同
六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	八一・九	七〇・六	
一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九七四五	〇・九七四五	
〇・六〇五六	〇・六〇三六	〇・五九八九	〇・五九七〇	〇・四九九三	〇・四七八四	〇・七四三九	〇・七〇〇八	〇・六四九九	〇・六一九三	〇・六一七五	〇・六一三七	〇・五九七八	〇・五九五九	〇・五九二二	〇・五八九三	〇・四九二八	〇・四七三三	一・〇二〇一	〇・八七〇七	
八三、九〇〇円	八二、八〇〇円	八三、七〇〇円	八四、三〇〇円	六九、九〇〇円	六七、三〇〇円	九六、七〇〇円	九〇、二〇〇円	八三、五〇〇円	八〇、六〇〇円	八一、二〇〇円	八一、八〇〇円	七八、二〇〇円	七七、一〇〇円	七七、九〇〇円	七八、五〇〇円	六五、一〇〇円	六二、七〇〇円	一一三、六〇〇円	九七、九〇〇円	

県営石巻吉野住宅					県営石巻鹿妻住宅					県営石巻水押住宅										
同					同					同										
同	同	同	同	昭和五十九年度	同	同	同	昭和五十三年度	同	昭和五十一年度	昭和五十一年度	同	昭和五十年度	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	高層耐 火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七七・二	七四・九	六三・二	六二・二	四九・五	六六・七	五九・三	五五・九	四五・〇	五五・九	五五・九	五五・九	五一・二	四四・六	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	
〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九四〇八	〇・九四〇八	〇・九四〇八	〇・九四〇八	〇・九四〇七	〇・九四〇八	〇・九四〇七	〇・九四九一	〇・九四九一	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	
〇・五九五九	〇・五七八二	〇・四八七八	〇・四八一	〇・三八二	〇・四七三〇	〇・四二二五	〇・三九六四	〇・三三九一	〇・三八八九	〇・三九〇〇	〇・三八三五	〇・三四八五	〇・三三〇五	〇・七五三六	〇・七二〇〇	〇・六三三一	〇・六二七四	〇・六三三三	〇・六二二七	
七〇、七〇〇円	六七、八〇〇円	五八、〇〇〇円	五六、七〇〇円	四四、六〇〇円	四四、一〇〇円	三九、三〇〇円	三七、三〇〇円	三〇、六〇〇円	三八、三〇〇円	三八、三〇〇円	三六、三〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、六〇〇円	一〇三、八〇〇円	九六、八〇〇円	八九、七〇〇円	八六、五〇〇円	八七、一〇〇円	八七、八〇〇円	

				県営石巻渡波住宅 (老人世帯向け住宅)		県営石巻渡波住宅		県営石巻西境谷地住宅			県営石巻黄金浜住宅		県営石巻門脇住宅		県営桃生中津山住宅		県営河南鹿又住宅		県営石巻吉野住宅 (身体障害者向け住宅)	
				同		同		同			同		同		同		同		同	
同	昭 和五 十一 年 度	同	昭 和五 十年 度	同	同	同	平 成九 年 度	同	同	平 成四 年 度	同	平 成二 年 度	同	昭 和六 十三 年 度	平 成二 年 度	昭 和六 十三 年 度	同	昭 和五 十八 年 度	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火 造 中 層 耐 火 造	同	木 造	同	火 造 中 層 耐 火 造	同	同
五 一・ 二	三 一・ 七	五 七・ 九	五 一・ 二	六 五・ 三	五 五・ 八	七 七・ 八	六 五・ 三	七 二・ 八	六 六・ 八	四 八・ 三	六 八・ 四	六 〇・ 一	六 八・ 四	六 〇・ 一	六 六・ 四	六 六・ 四	六 四・ 六	六 〇・ 五	六 〇・ 五	六 三・ 二
〇・ 九四 九	〇・ 九四 九	〇・ 九四 九	〇・ 九四 九	〇・ 九三 四	〇・ 九三 四	〇・ 九三 四	〇・ 九三 四	〇・ 九八 〇	〇・ 九八 〇	〇・ 九八 〇	〇・ 九四 九	〇・ 九四 九	〇・ 九五 四	〇・ 九五 四	〇・ 九六 六	〇・ 九六 六	〇・ 八六 四	〇・ 八六 四	〇・ 八六 四	〇・ 九三 三
〇・ 三四 五	〇・ 三〇 五	〇・ 三八 四	〇・ 三三 九	〇・ 六〇 四	〇・ 五三 九	〇・ 七二 六	〇・ 六〇 四	〇・ 六五 九	〇・ 六〇 五	〇・ 四三 七	〇・ 五八 一	〇・ 五二 二	〇・ 五七 〇	〇・ 五〇 五	〇・ 四九 七	〇・ 四七 四	〇・ 四五 一	〇・ 四二 六	〇・ 四二 六	〇・ 四八 七
三 三、 七〇 〇	三 三、 二〇 〇	三 三、 四〇 〇	三 〇、 五〇 〇	九 六、 〇〇 〇	八 一、 四〇 〇	一 一四、 〇〇 〇	九 六、 〇〇 〇	五 二、 一〇 〇	五 一、 七〇 〇	三 六、 〇〇 〇	四 六、 三〇 〇	四 一、 三〇 〇	六 〇、 八〇 〇	五 三、 七〇 〇	四 八、 九〇 〇	四 八、 八〇 〇	五 六、 一〇 〇	五 二、 九〇 〇	五 二、 九〇 〇	五 五、 一〇 〇

県営塩釜舟入住宅					県営塩釜天満崎住宅		県営塩釜北浜住宅		県営塩釜庚塚住宅		県営塩釜清水沢住宅									
同					同		同		同		塩竈市									
同	同	同	同	同	昭 和六 十二 年 度	同	昭 和五 十六 年 度	昭 和五 十五 年 度	同	昭 和五 十四 年 度	同	同	同	平 成四 年 度	同	同	同	同	平 成元 年 度	同
同	同	同	同	同	火 造 高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七 九・ 九	七 九・ 二	六 九・ 〇	六 八・ 七	六 八・ 四	五 七・ 〇	六 一・ 八	五 九・ 三	六 三・ 一	五 九・ 三	五 七・ 〇	七 七・ 七	六 四・ 六	六 四・ 〇	五 一・ 〇	七 七・ 七	六 四・ 六	六 四・ 〇	六 四・ 〇	五 一・ 〇	五 七・ 九
〇・ 九三 四	〇・ 九三 四	〇・ 九三 四	〇・ 九三 四	〇・ 九三 四	〇・ 九三 四	〇・ 九二 八	〇・ 九二 八	〇・ 九三 六	〇・ 九五 〇	〇・ 九五 〇	〇・ 九三 九	〇・ 九三 九	〇・ 九三 九	〇・ 九三 九	〇・ 九三 九	〇・ 九三 九	〇・ 九三 九	〇・ 九三 九	〇・ 九三 九	〇・ 九四 九
〇・ 六三 〇	〇・ 六四 八	〇・ 五四 三	〇・ 五四 〇	〇・ 五三 九	〇・ 四四 九	〇・ 四五 五	〇・ 四三 五	〇・ 四八 九	〇・ 四三 五	〇・ 四二 七	〇・ 六七 八	〇・ 五五 八	〇・ 五五 三	〇・ 四四 〇	〇・ 六四 五	〇・ 五三 六	〇・ 五三 四	〇・ 五三 四	〇・ 五三 四	〇・ 三九 〇
六 七、 四〇 〇	六 六、 七〇 〇	五 八、 三〇 〇	五 八、 〇〇 〇	五 七、 七〇 〇	四 八、 二〇 〇	四 一、 〇〇 〇	三 九、 五〇 〇	三 八、 〇〇 〇	三 九、 九〇 〇	三 八、 六〇 〇	七 六、 六〇 〇	六 三、 八〇 〇	六 三、 二〇 〇	五 〇、 五〇 〇	五 六、 五〇 〇	四 七、 一〇 〇	四 六、 六〇 〇	三 七、 三〇 〇	三 七、 三〇 〇	三 六、 四〇 〇

		県営名取名取が丘 四丁目住宅					県営名取飯野坂住 宅					県営名取田高住宅			県営白石寿山住宅		県営気仙沼鹿折住 宅			
		同					同					名取市			白石市		気仙沼市			
同	平成五年度	同	同	同	平成七年度	同	同	同	同	同	平成四年度	同	同	昭 和 五 十 一 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	昭 和 五 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 一 年 度	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造
五八・一	五五・一	七八・六	七〇・四	六五・七	五五・〇	七九・九	七三・〇	七二・八	六六・八	六三・五	四八・三	五五・九	五二・五	五一・二	四六・五	四六・五	五二・五	五二・五	五一・二	
〇・九五七	〇・九五七	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九一八七	〇・九一八七	〇・九一五	〇・九一五	〇・九一五	
〇・五五五八	〇・五七〇	〇・七三〇	〇・六九四	〇・六四六一	〇・五四〇九	〇・七五六一	〇・六八七六	〇・六八七六	〇・六九二	〇・五九八一	〇・四五四九	〇・四〇四四	〇・三七九八	〇・三七〇四	〇・二八一〇	〇・二八一〇	〇・三三六六	〇・三三六六	〇・三二七七	
六六、二〇〇円	六三、三〇〇円	一〇七、四〇〇円	九八、一〇〇円	九一、七〇〇円	七九、三〇〇円	六九、〇〇〇円	六〇、八〇〇円	六〇、八〇〇円	六〇、三〇〇円	五四、八〇〇円	四一、八〇〇円	三八、八〇〇円	三六、〇〇〇円	三五、三〇〇円	二七、六〇〇円	二一、五〇〇円	三三、八〇〇円	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円	

県営多賀城八幡住 宅		県営角田横倉住 宅					県営名取増田住 宅					県営名取手倉田第 二住宅		県営名取谷津山住 宅						
多賀城市		角田市					同					同		同						
同	昭 和 六 十 年 度	昭 和 四 十 一 年 度	昭 和 三 十 五 年 度	昭 和 三 十 四 年 度	昭 和 三 十 三 年 度	同	平 成 五 年 度	同	同	平 成 三 年 度	昭 和 六 十 一 年 度	昭 和 六 十 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同
同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六一・〇	五三・六	四〇・三	三六・四	三六・四	三六・四	七四・四	六四・四	七九・九	六七・二	五六・一	六〇・七	六〇・七	六一・八	七九・六	七四・九	六八・四	六七・五	六五・五	六五・一	
〇・九二〇〇	〇・九二〇〇	〇・九二〇〇	〇・九二〇〇	〇・九二〇〇	〇・九二〇〇	〇・九五〇三	〇・九五〇三	〇・九四四	〇・九四四	〇・九四四	〇・九四四	〇・九四四	〇・九五〇〇	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	
〇・五四五	〇・四六九〇	〇・二五五	〇・二〇二六	〇・一九八〇	〇・一九三三	〇・六八三	〇・五三二	〇・七七三	〇・六五〇三	〇・五四二八	〇・五二〇五	〇・五二〇三	〇・四九五〇	〇・七六四	〇・七六五	〇・六五四三	〇・六四五六	〇・六二六六	〇・六三七	
五九、一〇〇円	五一、二〇〇円	二〇、〇〇〇円	一四、八〇〇円	一三、九〇〇円	一三、〇〇〇円	九三、二〇〇円	八三、一〇〇円	六一、一〇〇円	五一、四〇〇円	四三、六〇〇円	五一、三〇〇円	五〇、四〇〇円	四八、二〇〇円	九〇、二〇〇円	八五、六〇〇円	七七、八〇〇円	七八、〇〇〇円	七五、〇〇〇円	七六、〇〇〇円	

				県営岩沼亀塚住宅				県営多賀城浮島住宅				県営多賀城中峯元住宅	県営多賀城大代住宅						
				岩沼市				同				同	同						
同	同	同	昭 和 五 十 年 度	同	同	昭 和 四 十 九 年 度	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	昭 和 五 十 三 年 度	昭 和 五 十 二 年 度	度 昭 和 五 十 年	同	平 成 三 年 度	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火 造	中 層 耐 火 造	同	同
五 一 ・ 二	四 六 ・ 五	四 六 ・ 五	四 六 ・ 五	五 七 ・ 九	四 六 ・ 五	四 四 ・ 六	四 三 ・ 五	六 六 ・ 七	五 五 ・ 九	四 五 ・ 〇	五 七 ・ 〇	四 六 ・ 五	六 八 ・ 〇	五 五 ・ 〇	七 八 ・ 三	六 八 ・ 二	五 五 ・ 三	六 八 ・ 九	六 八 ・ 九
〇 ・ 九 四 三 三	〇 ・ 九 九 三	〇 ・ 九 四 三	〇 ・ 九 四 三	〇 ・ 九 四 二 九	〇 ・ 九 四 二 九	〇 ・ 九 四 二 九	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 三 七 六	〇 ・ 九 三 七 六	〇 ・ 九 三 七 六	〇 ・ 九 三 七 六	〇 ・ 九 〇 一 一	〇 ・ 九 五 二 二	〇 ・ 九 五 二 二	〇 ・ 九 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇
〇 ・ 三 四 五 九	〇 ・ 三 六 〇 一	〇 ・ 三 三 四	〇 ・ 三 三 四	〇 ・ 三 八 四 四	〇 ・ 三 〇 八 七	〇 ・ 二 九 六 一	〇 ・ 二 八 二 二	〇 ・ 五 三 四 一	〇 ・ 四 七 七	〇 ・ 三 六 〇 四	〇 ・ 四 四 九 一	〇 ・ 三 四 〇 五	〇 ・ 六 六 九 六	〇 ・ 五 四 一 六	〇 ・ 六 九 五 一	〇 ・ 六 〇 五 四	〇 ・ 四 九 一 〇	〇 ・ 六 〇 二 九	〇 ・ 六 〇 二 九
三 一 、 五 〇 〇 円	四 八 、 四 〇 〇 円	三 三 、 六 〇 〇 円	三 〇 、 八 〇 〇 円	三 一 、 五 〇 〇 円	二 五 、 四 〇 〇 円	二 四 、 四 〇 〇 円	二 五 、 三 〇 〇 円	四 九 、 〇 〇 〇 円	四 一 、 四 〇 〇 円	三 三 、 八 〇 〇 円	四 一 、 一 〇 〇 円	三 三 、 三 〇 〇 円	五 五 、 八 〇 〇 円	四 五 、 三 〇 〇 円	七 五 、 三 〇 〇 円	六 五 、 九 〇 〇 円	五 三 、 八 〇 〇 円	六 五 、 一 〇 〇 円	六 四 、 二 〇 〇 円

県営迫萩洗住宅						県営登米前舟橋住宅	県営岩沼十貫住宅					県営岩沼相の原住 宅(身体障害者向け住宅)	県営岩沼相の原住 宅							
同						登米市	同					同	同							
同	平 成 七 年 度	同	同	同	平 成 四 年 度	平 成 三 年 度	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 五 十 一 年 度	昭 和 五 十 六 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 一 年 度	
同	同	同	同	同	火 造	中 層 耐 火 造	木 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六 九 ・ 〇	六 六 ・ 〇	七 八 ・ 三	六 五 ・ 二	六 四 ・ 七	五 一 ・ 六	六 八 ・ 七	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	六 七 ・ 五	五 九 ・ 二	五 七 ・ 九	五 七 ・ 九	六 一 ・ 八	五 七 ・ 九	五 七 ・ 九	五 七 ・ 九	五 一 ・ 三	五 一 ・ 三	五 一 ・ 三	
〇 ・ 九 九 九 一	〇 ・ 九 九 九 一	〇 ・ 九 九 九 一	〇 ・ 九 九 九 一	〇 ・ 九 九 九 一	〇 ・ 九 九 九 一	〇 ・ 九 九 八 七	〇 ・ 九 二 七 〇	〇 ・ 九 二 七 〇	〇 ・ 九 二 七 〇	〇 ・ 九 二 七 〇	〇 ・ 九 四 三 三	〇 ・ 九 四 三 三	〇 ・ 九 三 九 八	〇 ・ 九 四 三 三	〇 ・ 九 四 三 三	〇 ・ 九 四 三 三	〇 ・ 九 四 三 三	〇 ・ 九 四 三 三	〇 ・ 九 九 三 三	
〇 ・ 六 八 六	〇 ・ 五 九 一 七	〇 ・ 六 七 五 二	〇 ・ 五 六 三 三	〇 ・ 五 五 七 九	〇 ・ 四 四 四 九	〇 ・ 五 二 八 二	〇 ・ 四 七 四 三	〇 ・ 四 七 四 三	〇 ・ 四 八 六 九	〇 ・ 四 二 七 一	〇 ・ 三 九 七 九	〇 ・ 三 九 七 九	〇 ・ 四 五 九 〇	〇 ・ 三 九 七 九	〇 ・ 三 九 七 九	〇 ・ 四 五 〇 二	〇 ・ 三 五 五 五	〇 ・ 三 五 五 五	〇 ・ 三 九 七 七	
八 七 、 七 〇 〇 円	八 四 、 七 〇 〇 円	五 一 、 七 〇 〇 円	四 三 、 八 〇 〇 円	四 三 、 八 〇 〇 円	三 四 、 八 〇 〇 円	六 〇 、 七 〇 〇 円	五 一 、 二 〇 〇 円	四 五 、 七 〇 〇 円	四 六 、 六 〇 〇 円	四 一 、 〇 〇 〇 円	三 九 、 八 〇 〇 円	三 九 、 一 〇 〇 円	四 八 、 二 〇 〇 円	三 九 、 八 〇 〇 円	三 九 、 一 〇 〇 円	五 三 、 八 〇 〇 円	三 五 、 一 〇 〇 円	三 四 、 六 〇 〇 円	四 八 、 〇 〇 〇 円	

県営鳴瀬小野住宅		県営矢本下浦住宅						県営若柳新堤下住宅		県営築館久伝住宅			県営鷲沢柳沢住宅		県営若柳川南第二住宅		県営築館秋沢住宅		県営若柳川南住宅	
同		東松島市						同		同			同		同		同		栗原市	
昭和三十二年	昭和三十一年	同	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	同	同	平成四年度	平成三年度	平成二年度	同	平成元年度	昭和三十六年度	同	同	平成七年度	
同	木造	同	同	同	同	同	火造中層耐	木造	同	同	火造中層耐	同	同	同	木造	同	同	同	同	
六七・五	六七・五	五九・三	五七・〇	五七・〇	五五・九	五一・二	四六・五	七七・六	六八・〇	六五・三	五六・九	七一・六	七一・六	六八・四	六七・二	六一・八	七九・四	六七・四	五六・〇	
〇・九三六	〇・九三六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九八七二	〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九二六	〇・九二六	〇・九〇七	〇・九八二七	〇・九八二七	〇・九八二七	
〇・四三三	〇・四四三	〇・三九一	〇・三七五九	〇・三六九八	〇・三五六七	〇・三三二三	〇・二九一八	〇・六〇三三	〇・五六九七	〇・五四七一	〇・四七六七	〇・五六一	〇・五二四二	〇・四六九	〇・四五四八	〇・四一九七	〇・六九九四	〇・五九三七	〇・四九三三	
五四七〇〇円	五三九〇〇円	四、六〇〇円	四〇三〇〇円	三七四〇〇円	三七一〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、七〇〇円	一一、八〇〇円	四八、〇〇〇円	四六、二〇〇円	四〇、一〇〇円	五〇、七〇〇円	四八、九〇〇円	五一、七〇〇円	五〇、八〇〇円	四〇、四〇〇円	一〇三、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	七八、八〇〇円	

県営古川李埜住宅		県営三本木西浦住宅						県営古川福浦住宅			県営鹿島台福芦住宅			県営鳴瀬中央第一住宅		県営矢本赤井住宅		県営鳴瀬中央住宅	
同		同						同			大崎市			同		同		同	
平成十四年	同	平成十年度	同	同	同	平成四年度	平成元年度	同	同	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	平成八年度	同	平成三年度	同	平成二年度	昭和三十二年
火造高層耐	同	火造中層耐	同	同	同	火造高層耐	同	同	同	木造	同	同	火造中層耐	同	同	同	同	同	同
六三・二	七八・九	六七・一	七七・三	六八・八	六八・七	六〇・三	六七・五	六九・二	六八・八	六八・〇	五五・九	五七・九	五一・二	七九・四	七三・三	七二・九	七三・三	七二・九	六七・五
〇・九七八〇	〇・九七八〇	〇・九七八〇	〇・九七八〇	〇・九七八〇	〇・九七八〇	〇・九七八〇	〇・九三七七	〇・九二七四	〇・九二七四	〇・九二七四	〇・九二二三	〇・九二二三	〇・九二二三	〇・九七八	〇・九七八	〇・九七八	〇・九七八	〇・九七八	〇・九三八
〇・六〇三	〇・七七八	〇・六一三	〇・六五五	〇・五八〇七	〇・五七九九	〇・五〇九〇	〇・四五七四	〇・四五九九	〇・四五七三	〇・四五二〇	〇・三五五五	〇・三五七〇	〇・三五七	〇・六六九	〇・五五九	〇・五四九	〇・五四〇二	〇・五三二	〇・四二二
九、三〇〇円	一一五、三〇〇円	一〇二、六〇〇円	五三、四〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	四一、七〇〇円	四八、四〇〇円	五五、四〇〇円	五五、四〇〇円	五五、三〇〇円	三三、〇〇〇円	三四、二〇〇円	三三、一〇〇円	一一〇、五〇〇円	四五、一〇〇円	四五、一〇〇円	四三、八〇〇円	四三、七〇〇円	五四、八〇〇円

	県営村田石生住宅		県営大河原結ヶ丘住宅					県営大河原上谷住宅	県営蔵王井戸井住宅				県営松山金谷住宅		県営古川李埜住宅(老人世帯向け住宅)				
	田柴田郡村		同					河柴田郡大	王刈田郡蔵				同		同				
昭五十五年	昭六十年	昭五十八年	同	同	同	同	平成六年度	昭五十年	同	平成六年度	同	同	平成四年度	同	平成四年度	平成十四年	平成十年度	同	同
中層耐火造	同	同	同	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	高層耐火造	中層耐火造	同	同
五九・三	六六・二	六六・二	七九・九	七九・五	七五・一	七四・七	七四・七	五一・二	六九・〇	六六・〇	六八・〇	六五・三	五六・九	七八・二	七七・八	六五・一	五四・六	七五・一	六五・一
〇・九二九	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九二六	〇・九七三	〇・九七三	〇・九七三	〇・九七三	〇・九七三	〇・九六六	〇・九六六	〇・九七八	〇・九七八	〇・九七八	〇・九七八
〇・三九九	〇・三九五	〇・三七四	〇・六四九	〇・六二八	〇・五八三	〇・五八四	〇・五八四	〇・三〇八	〇・五九八	〇・五七〇	〇・五七四	〇・五二四	〇・四八〇	〇・五九四	〇・五九一	〇・六二七	〇・四九七	〇・七二二	〇・六二七
四〇、五〇〇円	五四、八〇〇円	五、七〇〇円	二九九、九〇〇円	二九九、二〇〇円	二二、六〇〇円	二二〇、九〇〇円	二二〇、九〇〇円	三三、四〇〇円	八四、一〇〇円	八、三〇〇円	五一、八〇〇円	四九、八〇〇円	四三、五〇〇円	一〇五、七〇〇円	一〇五、一〇〇円	九三、二〇〇円	八九、二〇〇円	一〇三、〇〇〇円	九三、二〇〇円

	県営柴田槻木住宅(老人世帯向け住宅)		県営柴田槻木住宅(身体障害者向け住宅)				県営柴田槻木住宅		県営柴田東船岡住宅		県営柴田船迫住宅							
伊具郡丸	同		同				同		同		柴田郡柴							
昭六十三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成九年度	同	同	同	同	平成四年度	同	昭六十三	昭五十六
木造	同	高層耐火造	中層耐火造	同	高層耐火造	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	中層耐火造	同	木造	同	同	同	同	同
六九・六	五八・九	五〇・五	五〇・五	六八・八	五〇・五	五〇・五	七八・九	六八・八	六八・八	五八・九	六八・八	七六・六	七四・七	七二・八	六六・八	四八・三	六四・六	六一・八
〇・九五五	〇・九八八	〇・九八八	〇・九八八	〇・九八八	〇・九八八	〇・九八八	〇・九八八	〇・九八八	〇・九八八	〇・九八八	〇・九八八	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九七六	〇・九七六	〇・九七六	〇・九二六	〇・九二六
〇・四七六	〇・五三七	〇・四五六	〇・四五六	〇・六三三	〇・四五六	〇・四五六	〇・七二五	〇・六三三	〇・六三三	〇・五三七	〇・六三三	〇・五七三	〇・五五八	〇・六二八	〇・五六三	〇・四〇七	〇・四八五	〇・四三六
五〇、八〇〇円	九三、〇〇〇円	七九、一〇〇円	七九、四〇〇円	一〇八、二〇〇円	七九、一〇〇円	七九、四〇〇円	一一三、九〇〇円	一〇八、二〇〇円	一〇七、八〇〇円	九、七〇〇円	一〇八、二〇〇円	一〇七、七〇〇円	一〇五、一〇〇円	五七、四〇〇円	五六、七〇〇円	三九、五〇〇円	四八、九〇〇円	四六、二〇〇円



この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、平成二十年三月四日その工事を完了した。  
平成二十年三月十一日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
亘理郡山元町山寺字東畑合八十九番一、九十番、九十三番及び九十四番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一  
株式会社コメリ

### 内水面漁場管理委員会

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、コイ（マコイ及びニシキコイをいう。以下同じ。）の持出し及び移植並びに放流等について、次のとおり指示した。  
平成二十年三月十一日

宮城県内水面漁場管理委員会  
会 長 藤 尾 芳 久

一 指示の内容  
1 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水域においては、コイを持ち出してはならない。ただし、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。

#### 2 移植の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならない。

#### 3 放流等の制限

（一）県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においてコイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げ

る要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

(1) 汚染水域由来でないこと。

(2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

（二）（一）の確認がとれないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に遺棄してはならない。

#### 4 適用除外

1 から3までの指示は、宮城県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは、適用しないものとする。

#### 二 指示をする期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

#### 三 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す県内の水面

### 正 誤

○宮城県公報第一九三三号（平成二十年二月十五日付け）別冊中

ページ	段	行	正	誤
八		六	一七五番まで、	一七五番、
一九		六	三二番の三まで、	三二番の三、
二二		一五	六四番の一五二まで、	六四番の一五二番まで、
二五		一	七番の二まで、	七番の二、
二五		二	一三番の三まで、	一三番の三、
二五		八	五番の一まで、	五番の一、
二五		九	四一番まで、七四番の四、七四番の五、	四一番 七四番の四、七四番の五、
二五		一四	一一五番の四まで、	一一四番の四まで、
二六		九	四〇六番の一まで、	四〇六番の一、
二七		九	一〇三番の九まで、	一〇三番の九、
二八		四	七〇番の一まで、	七〇番の一、
二九		二	九一番の一まで、	九一番の一、
三〇		一〇	一八六番の一まで、	一八六番の一、

九七	九六	八八	八七	八七	八七	八三	八二	七四	七二	六八	六八	六六	六五	五四	五三	五二	五二	五〇	四九	四四	四〇	四〇	三九	三八	三六	三四	三一	三一
一	八	九	〇	七	二	六	五	八	九	一五	一〇	一一	一一	二	九	九	六	一一	六	二二	二五	四	一〇	六	七	一〇	一一	九
一一二番から一一四番まで、一四五番の二、	五六番の二まで、	一一五番の二一まで、	一八番の四まで、	一一六番の二、	五八番の六まで、	三〇一番の二まで、	一一八番の八まで、	九〇番の三まで、	一一三番の二まで、	一〇三番の二まで、	七〇番の八から七〇番の二〇まで、七〇番の二二、七〇番の二二、七〇番の二二、	二八番の三から	四七番の三まで、	九三番の一、九三番の二、九六番の三、	六一番の四まで、	三三番の一まで、	四番の二まで、	一〇八番の二まで、	六〇番の一まで、	三八番の二まで、	一一五番の四まで、	三番の二まで、	六六番の二まで、	一四八番の三、	八〇番の二まで、	五八番の六まで、	一一八番の二まで、	一一九番の一まで、
一一二番から一四五番の二まで、	五六番の二、	一一五番の二一、	一八番の四、	一一六番の二、	五八番の六、	三〇一番の二、	一一八番の八、	九〇番の三、	一一三番の二、	一〇三番の二、	七〇番の八から七〇番の二二まで、	二八番の三から	四七番の三から、	九三番の一から九三番の三まで、	六一番の四、	三三番の一、	四番の二、	一〇八番の二、	六〇番の一、	三八番の一まで、	一一五番の四、	三番の二、	六六番の二、	一四八番の四、	八〇番の二、	五八番の六、	一一八番の二、	一一九番の一、
一六八	一六八	一六四	一五九	一五八	一五八	一五七	一五六	一五三	一五二	一四九	一四八	一四六	一四〇	一三七	一三六	一三五	一一五	一一三	一一三	一〇八	一〇七	一〇四	一〇三	九七	九七			
三	一	三	四	二	七	一〇	一一	一一	四	二	二	二	二	一〇	二	二	一四	一一	一四	五	五	八	一〇	一一	二二	一一	一一	
一四四番の六まで、	一一八番の二まで、	七四番の一まで、	三四番の一まで、	七三番の二まで、	一九〇番まで、	一一三番から	六三番の二まで、	一〇三番の三まで、	一四四番まで、	五一番の二、五一番の二、五四番の三、五四番の四、	二四番の九、	八四番まで、	一五七番の一八まで、	五九〇番の二まで、	六四番の一まで、	九八番の一まで、	一一番の四から二二番の八まで、	三三七番の三まで、	三三七番の一まで、	一一三番の三まで、	一七三番の二まで、	五七番の一まで、	四八番の五まで、	一一一番まで、	八五番の二まで、	七一番の一まで、		
一四四番の六、	一一八番の二、	七四番の一、	三四番の一、	七三番の二、	一九〇番、	一一三番まで	六三番の二、	一〇三番の三、	一四四まで、	五一番の一から五四番の四まで、	一四番の九、	八四番、	一五七番の一八、	五九〇番の二、	六四番の一、	九八番の一、	一一番の四から二二番の八まで、	三三七番の二、	三三七番の一、	一一三番の三、	一七三番の二、	五七番の一、	四六番の五まで、	一一一番、	八五番の二、	七一番の二から、		